

# 資料 1

理 事 会 資 料  
15.5.16  
監 査 室

## 会計監査人の選任の請求について

独立行政法人通則法第39条の規定により、当法人は会計監査人の監査を受けなければならないこととなっており、第40条の規定により、会計監査人は主務大臣（農林水産大臣）が選任することが定められている。その際、中央省庁等改革の推進に関する方針Ⅲ－18－(2)により、当該法人の長は監事の同意を得た上で候補者の名簿を提出しその選任を求めることとされている。

平成14年度（第2事業年度）においては、中央青山監査法人が平成13年度（第1事業年度）に引き続き会計監査人に選任され、平成14年7月5日付けで契約（契約期間は財務諸表の主務大臣承認の日まで）し、監査業務を受けているところである。

平成15年度（第3事業年度）の会計監査人の大臣への選任請求については、行政当局の指導もあり早急に準備する必要があるので、前年度に引き続き、「中央青山監査法人」を候補者として選定したい。

### （候補者とした理由）

中央青山監査法人は、独法設立初年度（平成13年度）から、当法人の会計監査人として選任され、昨年度においても選任のうえその業務に携わっている。

監査契約における監査業務の履行に当たっては、公会計及び独法会計基準、当法人の監査業務に精通した監査チームを編成し、7度の期中監査、中間決算監査、期末決算監査（15.5.19～5.30）などを、誠実かつ確実に実施されているところである。

また、訪問時における助言、指導はもちろん、電話、FAX、e-mailを利用しての問い合わせ等にも適切に対応がなされているところである。

さらに、中央青山監査法人からの平成15年度提案書によれば、独立行政法人の制度、会計に精通しているのみならず、当法人の監査業務に従事経験のある公認会計士等を中心とした監査メンバーを編成していること、今年度より適用されることとなる改訂独法会計基準についての実務者等への説明会、協議の機会を設定するなど、その監査業務と支援業務等が、効果的、効率的かつ円滑に実施されると判断されることから、適切な対応が期待できる。

なお、監査人の提示している会計監査費用の参考見積額は、前年度と比べ妥当な見積額と判断される。